

滋 税 第 4 9 2 号
令和元年(2019年)11月15日

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹 様

滋賀県知事 三日月 大造

琵琶湖森林づくり県民税について（諮問）

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成 17 年滋賀県条例第 40 号）については、同条例付則第 6 項の規定により、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成 28 年滋賀県条例第 59 号）の施行後 4 年を目途として、琵琶湖森林づくり県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしておりますので、琵琶湖森林づくり県民税について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 琵琶湖森林づくり県民税の評価について
- (2) 琵琶湖森林づくり県民税の用途について
- (3) 琵琶湖森林づくり県民税の課税方式および税率について